

## 「鮭川村過疎地域持続的発展計画（案）」への意見募集について

鮭川村では、「過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年法第 19 号）」に基づき昭和 55 年度から過疎地域に指定され、法律の改正等により一旦指定を外れたものの、平成 12 年度より再度過疎地域に指定され、産業の振興や道路網の整備をはじめ、教育文化施設や生活環境の整備、医療の確保など総合的な過疎対策を「鮭川村過疎地域自立促進計画」に基づき取り組んできました。

その後、令和 3 年 4 月 1 日に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年度法第 19 号）」が施行され、「鮭川村過疎地域持続的発展計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」を策定して各種施策を展開してきました。現行の市町村計画が令和 7 年度で終了することに伴い、新たな「鮭川村過疎地域持続的発展計画（案）」を策定いたしますので、ご意見をお寄せください。新たな市町村計画策定の参考とさせていただきます。

|           |  |
|-----------|--|
| 募集案件      | 鮭川村過疎地域持続的発展計画（案）  |
| 募集期間      | 令和 7 年 1 月 26 日（金）～令和 8 年 1 月 13 日（火）  |
| 意見を提出できる方 | <ul style="list-style-type: none"><li>・村内に住所を有する方</li><li>・村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体</li></ul>  |
| 案の閲覧      | 鮭川村ホームページ( <a href="http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp">http://www.vill.sakegawa.yamagata.jp</a> )<br>又は次の場所で閲覧できます。   |
| 閲覧場所      | 鮭川村役場 2 階（総務課）   |
| 意見の提出方法   | 別紙パブリックコメント提出様式に必要事項を明記し、次の方法でご意見をお寄せください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・持参（8:30～17:15 平日のみ）</li><li>・郵送（令和 8 年 1 月 13 日必着）</li><li>・FAX</li><li>・電子メール</li></ul>   |
| 提出用紙      | 別紙「パブリックコメント提出様式」  |
| 提出先       | <ul style="list-style-type: none"><li>○持 参：鮭川村総務課（政策調整係）</li><li>○郵 送：〒999-5292 最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の 7<br/>鮭川村総務課政策調整係 宛</li><li>○FAX：0233-55-3269</li><li>○メール：<a href="mailto:seisaku1@vill.sakegawa.yamagata.jp">seisaku1@vill.sakegawa.yamagata.jp</a></li></ul> |
| その他の注意事項  | <ul style="list-style-type: none"><li>○募集案件に直接関係のないご意見につきましては、受付できませんのでご了承ください。</li><li>○ご意見につきましては、原則として個別の回答は行いません。</li><li>○個人は氏名、住所、電話番号を、法人・団体は法人・団体名（担当者名）、所在地及び電話番号を記載してください。</li></ul>   |
| お問合せ先     | 鮭川村総務課政策調整係 <a href="tel:0233-55-2111">TEL:55-2111</a> （内線 212）  |